

SHINWA NEWS

国税の納付・申告手続きについて

令和6年9月
(No.10)

国税庁は、令和6年5月送付分から「納付書」の送付対象者を見直すとし、対象者は納付書が送付されないことになりましたのでご注意ください。

また、税務署等の窓口や郵送による申告書の提出について、これまで申告書の控えへの収受日付印の押なつがされていましたが、令和7年1月から収受日付印が廃止されることとなりましたので、今後の対応を踏まえてご紹介いたします。

[1] 納付書の送付対象者の見直しについて

国税庁では、「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」の実現に向けて、キャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでいるところ、社会全体の効率化と行政コスト抑制の観点から、納付書を使用しない納付手段で納付した方などについては、納付書の事前の送付を令和6年5月送付分から取りやめております。

【納付書の事前送付を行わないこととなる方】

- e Taxによる申告書を提出している法人の方
 - e Taxによる申告書の提出が義務化されている法人の方
 - e Taxで「予定納税額の通知書」の通知を希望した個人の方
- 「納付書」を使用しないで次の手段により納付をされている法人・個人の方
- ・ダイレクト納付（e Taxによる口座振替）
 - ・振替納税
 - ・インターネットバンキング等による納付
 - ・クレジットカードによる納付
 - ・スマホアプリによる納付
 - ・コンビニでの納付（QRコード）

（注）現在、e-Taxを利用せず、税務署から送付された納付書で納付されている方などに対しては、引き続き、納付書が送付されます。

（注）源泉所得税の徴収高計算書や、e-Taxによる申告書の提出が義務化されている法人以外の方に送付する消費税の中間申告書兼納付書については、引き続き、納付書が送付されます。

（注）e-Taxによる申告書の提出が義務化されている法人の方とは、資本金の額が1億円を超える法人等を指します。

今後、対象者については、ダイレクト納付などのキャッシュレス納付の手続きが必要となりますが、引き続き、納付書で納付をする場合には、税務署で用意した所定の納付書をご使用ください。

[2] 申告書等の控えの收受日付印の押なつについて

国税庁では、[1] の観点から申告手続き等のオンライン化、事務処理の電子化、押印の見直し等、国税に関する手続きや業務の在り方の抜本的な見直しを進めております。

こうした中、e Tax利用率は向上しており、今後もe Taxの利用拡大が更に見込まれることや、DXの取組みの進捗も踏まえ、国税に関する手続等の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わないことになりました。

このため、今後は、書面による申告書等の提出については、提出用のみを提出することになります。

【申告書等の提出事実及び提出年月日の確認方法について】

申告書等の控えの收受日付印以外で、申告書等の提出事実・提出年月日を確認する方法は、以下のとおりです。

e Taxによる申告・申請手続

e Taxで申告等データの送信が完了した後、送信されたデータの受信通知がメッセージボックスに格納されます。受信通知では、申告書等を提出した者の氏名又は名称、受付番号、受付日時等を確認することができます。

なお、個人の利用者が受信通知の内容を確認する場合、マイナンバーカード等の電子証明書が必要となります。

申告書等情報取得サービス（オンライン請求のみ）

所得税の確定申告書、青色申告決算書及び収支内訳書を、書面により提出している場合であっても、パソコン・スマートフォンからe Taxを利用してPDFファイルを無料で取得することができます。この場合も、マイナンバーカードが必要となります。

その他

上記の他、個人情報に対する開示請求（手数料がかかります。）や税務署での申告書等の閲覧サービスより確認をすることができます。

【令和7年1月以降について】

国税庁では、「申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直しに関するQ&A」を公表しており、令和7年1月以降、当分の間、以下の対応をしております。

窓口対応の場合

税務署等の窓口で收受日付印の控えを希望した場合に、申告書等を収受した「日付」・「税務署名」が記載されたリーフレットを交付。

郵送等対応の場合

申告書等の提出の際に、「返信用封筒」及び「申告書等の控え」を同封した場合に、「日付」・「税務署名」が記載されたリーフレットを同封して返送。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。